

宮崎市開発地水道施設基準

平成26年5月1日改正
宮崎市上下水道局

宮崎市開発地水道施設基準

(平成 26 年 5 月 1 日告示第 36 号)

1 総 則

この基準は、開発行為に伴う水道施設の計画・設計・施工・その他について必要な事項を定めるものとする。

2 配水計画

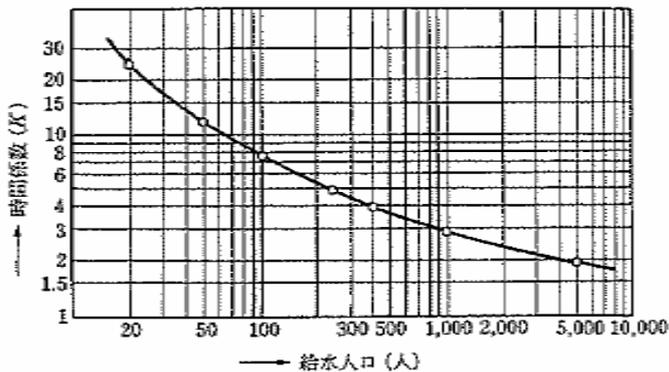
(1) 給水量算出の基準

住宅などが使用する原単位（1人1日当たり最大給水量）の基準は、次のとおりとする。

- 1) 1人1日当たり最大給水量は、500ℓとする。
- 2) 計画給水人口は、1戸当たり4人とする。

(2) 時間係数

水道施設設計指針（日本水道協会）又は簡易水道等国庫補助事業に係る施設基準について（全国簡易水道協議会）の最新版に示されている基準により算定するものとする。



計画給水人口 5,000 人以下の水道における平常時の時間最大給水量は、左図の時間最大比を標準とする。

(3) 計画配水量

- 1) 計画1日最大給水量は、計画1人1日最大給水量に開発区域内の計画給水人口を乗じて求めること。
- 2) 計画時間最大配水量は、計画1日最大給水量の1時間当たりの水量に時間係数を乗じて求めること。
- 3) 計画配水量は、平常時においては計画時間最大給水量、火災時においては計画1日最大給水量の時間当たりの水量に消火用水量を加えた量とすること。

(4) 消火用水量

配水池容量・配水管管径の設計において、水道施設設計指針（日本水道協会）・簡易水道等国庫補助事業に係る施設基準（全国簡易水道協議会）に示されている最新の基準に基づき、それぞれの受持つ計画給水人口により消火用水量を加算すること。なお、計画給水人口5千人以下の水道における消火用水量は、消火栓1栓の放水量を1m³/1min、同時に開放する消火栓は1栓とする。

(5) 最小動水圧

- 1) 平常時の配水管の最小動水圧は、2階建て建築物への直結給水を可能とするため管路のいずれの地点においても0.2Mpa以上を確保すること。
- 2) 直結直圧式で給水ができる建築物は、宮崎市給水装置の構造、材質、工事上の条件、検査等に関する要綱の特例第3条(1)の要件に該当するものでなければならない。
- 3) 火災時の配水管の最小動水圧は、原則として最末端消火栓の位置で正圧とすること。

(6) 管網の形成

開発区域内の配水管は、原則として行き止まり管のないように配慮し、管網を形成すること。

3 配水池の設計・施工

(1) 配水池の有効容量

計画1日最大給水量の12時間分を標準とし、消火栓1栓の1時間放水量との合計量を標準とする。また、開発地の地域特性を十分に検討すること。

(2) 配水池の有効水深

配水池の有効水深は、3～6mを標準とする。

(3) 配水池の構造

- 1) 2室を基本とし、開発規模に応じて3室も検討すること。
- 2) 地上式を基本とし、周壁の保守点検を容易にできる構造とする。
- 3) ステンレス製を標準とし、耐震構造とする。また、構造的・衛生的に安全で十分な耐久性・水密性を有し、定期的に清掃できる構造とする。
- 4) 配水池は、十分な支持力を有する良好な基礎地盤上に設置するものとする。

(4) ポンプ設備・電気設備及び計装設備

ポンプ設備・電気設備及び計装設備については、原則として受水槽以下の給水設備に関する指導要綱に基づき仕様を作成すること。

(5) 付属設備

- 1) 水道施設内には、停電時でも最小限の給水を確保する為、予備発電装置、又はエンジンポンプを設置し、その始動を自動でできるようにすること。
- 2) 水道施設には、外柵(フェンス・門扉)を設置し、必要に応じて周辺の環境保護に努めること。

(6) 施設用地

施設用地内には、維持管理が容易にできるスペース(作業車両駐車場)を確保し、施設用地を明示する為、隣地との境界に境界杭(もしくはピン)を設置すること。

4 配水管の設計・施工

(1) 配水管の管種

50mm～100mm HIRVP-L

150mm～250mm GX形ダクタイル鋳鉄管（耐震管等）を標準とする。

300mm～ NS形ダクタイル鋳鉄管（耐震管等）を標準とする。

管種の選定に当たっては、最大静水圧・交通量等について十分検討すること。

(2) 配水管の管径

1) 配水管の管径は、管路の動水圧が平常時・火災時のいずれの場合もそれぞれの配水区域内の水圧の分布が、できるだけ均等になるように設計すること。

2) 管径は原則として配水計画に適合するものとし、布設する配水管の口径は、75mm以上を原則とする。ただし、将来の水需要等を考慮し最低50mmを限度とする。

(3) 配水管の配置

1) 配水管の布設位置は、官民境界より1mを標準とする。

2) 道路構造物・他の占用物がある場合は、伏越しを原則とし、30cm以上の離隔をとること。

3) 配水管の土被りは、0.8mを標準とする。ただし、交通量の増加が予想される道路（A交通以上）及び道路横断部並びに口径350mm以上の布設については、道路管理者と協議のうえ決定すること。

(4) 配水管の施工

岩盤部の配水管布設個所については、敷砂10cmの砂基盤を施工し、保護砂（山砂同等）で埋め戻すこと。又、地盤が軟弱な土地及び不等沈下が予想される場所では可とう管を使用すること。

(5) 仕切弁

仕切弁は、できるだけ少数の弁操作により断水区域を最小限にとどめられるよう配置することとし、既設配水管からの分岐部、重要な伏せ越し部、橋梁の前後、配水管及び系統の異なる配水管の連絡部に設けること。

(6) 空気弁

空気弁は、必要に応じて管路の縦断勾配の凸部に設けることとし、補修弁を取り付けること。

(7) 消火栓

1) 消火栓の設置位置は、消防局と協議すること。

2) 口径は75mmとし、補修弁を取り付けること。

(8) 泥吐管

1) 泥吐管は、必要に応じて行き止まり管の末端部等に設けることとし、仕切弁を取り付けること。

2) 泥吐管の管径はこの管径の $1/2 \sim 1/3$ を標準とする。

5 電食及びその他の腐食防止

- (1) 金属管をやむをえず軌道又は他の防食設備の近くに布設するときは、状況を調査のうえ、予め電食防止上適切な措置をとること。
- (2) 配水管を腐食性の強い土壌、酸又は塩水等の浸食をうけるおそれのある地帯に布設するときは、状況を調査のうえ、配水管の種類を選定し、予め防食上適切な措置をすること。
- (3) 管のコンクリート貫通部、異種土壌間の布設部及び異種金属間の接続部には、マクロセル腐食が発生しないように、予め防食上の適切な措置をすること。

6 使用材料

使用材料は、すべて日本工業規格 (JIS)、日本水道協会 (JWWA)、日本ダクタイル鉄管協会規格 (JDPA) 検査合格品を使用し、着工前に材料承認を受けること。

7 その他

この基準に定めのない事項については、水道施設設計指針、宮崎市上下水道局水道施設工事標準仕様書及び宮崎市上下水道事業関係例規等によるほか、必要に応じて上下水道事業管理者が定める。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年5月1日から施行する。